

公益財団法人愛知県スポーツ協会スポーツ科学委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、スポーツ科学委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 審議事項

第2条 委員会は次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 競技力向上に関する研究及び調査に関すること。
- (2) 県民のスポーツ振興に関する研究及び調査に関すること。
- (3) 競技者の科学的サポートに関すること。
- (4) その他スポーツ科学に関すること。

第3章 役員

第3条 委員会に次の委員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
委員	若干名

第4条 委員長は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

第5条 委員は、スポーツ科学に関連する諸分野の学識経験者より委員長が推挙する者を理事会に諮り、理事長が委嘱する。

第4章 任期

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第5章 委員会

第7条 委員会は随時これを開催するものとし、その都度委員長が召集し、その議長となる。

第8条 委員会の議事は委員の合意により決定する。

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和元年4月1日から施行する。